

名張市旧細川邸やなせ宿の利活用に係る事業者募集の結果について

1. 趣旨

名張市旧細川邸やなせ宿（以下、「やなせ宿」といいます。）の管理運営について、現在の委託方式から賃貸借方式へ運営形態を見直すとともに、運営を新たに担う事業者等について、令和8年2月10日～3月25日の期間において提案事業者の募集を行いました。

募集の結果、事業者1者から応募があり、同年4月3日に外部委員及び市職員で構成する審査委員会において審査を行い、当該事業者を選定事業者を選定しました。

今後、当該事業者との賃貸借契約の締結に向け、協議を進めます。

2. 選定事業者

なばりまちづくり共同体

構成事業者：ランドブレイン株式会社、株式会社丸栄建設、株式会社アドバンスコープ、一般社団法人つなぐ

3. 施設の利活用に係る提案内容

資料②「事業者提案内容要約版（事業者提出資料）」のとおりです。

4. 貸付条件

(1) 契約期間

令和8年7月1日から5年以上9年未満まで（選定事業者は8年間を提案）

なお、施設改修後、令和9年4月1日までに事業を開始する予定です。

(2) 賃料

月額12万円（名張市公有財産未利用地貸付基準に基づき算出）

ただし、賃料は契約開始日から事業開始に向けた施設改修が終了するまでの期間は無償とし、事業開始から令和11年度末までは半額免除とします。

(3) 改修・修繕に係る費用分担

**【選定事業者の負担】**

光熱水費、清掃、保守、その他維持管理、小規模修繕、収益事業実施に係る施設改修費

**【名張市の負担】**

## 構造躯体に係る修繕費

### (4) その他

有償貸付とともに、まちなか活性化に向け、やなせ宿をまちなかの交流拠点にした観光案内や登録有形文化財の案内などの公共的業務や、地域やかわまちづくり事業との連携事業に係る業務を委託することとします。

## 5. 設置条例の廃止及び普通財産貸付に係る議決について

(1) 運営形態の見直しに伴い「名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例」を廃止することとします。

(2) 条例の廃止により、やなせ宿を行政財産から普通財産へ変更し、選定事業者に貸付を行います。

貸付に当たっては、4(2)の基準に基づく有償貸付を行うこととしますが、契約開始日から事業開始に向けた施設改修の期間は無償とし、事業開始から令和11年度末までの間は契約額の半額で貸付を行うこととすることから、地方自治法第96条及び第237条第2項の規定により議決を求めるものです。

## 6. 施行期日

令和8年7月1日から施行します。